

# 倫理規程

## <前文>

特定非営利活動法人人と動物の共生センター（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、人と動物が共に生活することで起こる社会的課題の解決を通じて、誰もが他者を思いやる事の出来る社会づくりに貢献することを使命としている。

この法人の活動は、共生をテーマにしたものである。共生は人と動物の共生に限らず、人と人の共生、自然環境との共生、組織と社会の共生にも及ぶ。共生とは、共によく生きることであり、自立した主体同士が、互いの足りない部分を補い合い、助け合いながら発展する社会こそが共生社会であると考え。そのためには、相手を搾取するのではなく、相手の状態・立場に配慮し、共に健全に生きることでできる選択をし続けなければならない。

共生のためには、個の自立・自律が必要である。この法人の目的の達成のために、役職員は、この法人の目的と社会的責任を常に意識し、自律的に考え、行動しなければならない。そして、この法人は、自律的に持続可能な運営を行う組織体制を整備しなければならない。

共生のためには、事業で影響を与える様々な利害関係者との対話を重要視すべきである。そのためには、事業の進捗状況や成果等を関係者に広く周知し、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。その上で、関係者からの声を積極的に聴き、事業の判断に活かさなければならない。

活動の中で生まれる対立関係についても、共生を意識し、常に対話的な姿勢で臨まなければならない。批判・糾弾するのではなく、双方が合意できる発展的なアイデアを模索し提案・協働を働きかける。

このような認識のもと、この法人は、特定非営利活動法人として公的性格を有していることから、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

## <本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、人と動物が共生する社会づくりだけでなく、人と人の共生、自然環境との共生、組織や社会との共生をめざしながら、人と動物が共に生活することで起こる社会的課題の解決に対し、重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなされるほどに重大な責務を負っている立場であることを十分認識して、行動しなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人は、利益相反を防止するため、理事との間で交わされる、事業運営上欠くことのできない取引など、利益相反にあたる事項について、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について、理事会に対し自己申告させるとともに、その内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 この法人の役職員は、人と動物に関わる社会的課題や、人と動物の関係、動物福祉等に関

する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、動物と接する上で、動物の状態を常に観察し、動物に対する配慮ある行動をとることを意識し、業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第10条 この法人は、必要あるときは、第三者委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。(令和2年3月12日理事会決議)

この規程は、令和5年9月15日から施行する。(令和5年9月15日理事会決議)